



宮 崎 県 公 報

平成25年1月24日(木曜日) 第 2456 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定(国保・援護課)	1
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定(")	1

○海岸保全区域の指定(2件)(河川課)	2
○宮崎県証紙売りさばき人の指定(会計課)	3
公 告	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告(税務課)	3
○林業種苗生産事業者講習会の開催(森林経営課)	4
○大規模小売店舗の変更に関する届出(商業支援課)	4
教育委員会告示	
○宮崎県指定史跡の一部指定解除	4

告 示

宮崎県告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ソレイユ	日向市大字塩見 14164-10	財光寺薬局	日向市大字財光寺3443-8	平成25年1月1日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号	そうごう薬局 亀崎店	日向市亀崎1丁目14番地	平成24年12月1日
株式会社あおい羽根	都城市横市町77番地2	デイサービスあおい羽根	都城市横市町77番地2	平成24年12月1日
株式会社なでしこ	都城市鷹尾4丁目9街区31号	なでしこ	都城市松元町8-2	平成24年12月10日
株式会社有成会	都城市平江町26号18番地	訪問介護事業所侑久之里	都城市平江町26号20番地中村第1アパート102号	平成24年12月11日

株式会社アindow器械	延岡市卸本町12番1号	アンドー	延岡市卸本町12番1号	平成22年3月15日
株式会社アindow器械	延岡市卸本町12番1号	アンドー	延岡市出北3丁目36番1	平成22年3月15日
介護保険タクシーあい株式会社	日南市大字平野 624番地1	訪問介護あい	日南市大字平野 624番地1の1	平成25年1月1日
株式会社人夢創家	小林市南西方7750番地	デイサービスセンターとむそうや	小林市南西方7750番地	平成24年11月1日
株式会社人夢創家	小林市南西方7750番地	訪問介護ステーション生駒の杜	小林市南西方7750番地	平成24年11月1日

宮崎県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社人夢創家	小林市南西方7750番地	居宅介護支援事業所生駒の杜	小林市南西方7750番地	平成24年10月20日

宮崎県告示第41号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、昭和57年宮崎県告示第 389号で指定した宮崎県住吉海岸海岸保全区域は、廃止する。

平成25年1月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称

宮崎県住吉海岸海岸保全区域

2 区域

宮崎県宮崎市阿波岐ヶ原町前浜4277番21地先に設置したコンクリート標柱（No.0）を基準点とし、以下次表に掲げる基点No.1から基点No.51までを順次結んだ線、基点No.51と基準点No.0を結んだ線及び基準点No.0と基点No.1を結んだ線によって囲まれた区域
基点の表示

基準点	宮崎県宮崎市阿波岐ヶ原町前浜4277番21地先に設置したコンクリート標柱（No.0）（公共座標表示：X座標-117251.897, Y座標+44505.119）		
基点No.1	基準点から方向角 280° 16′ 26″ の方向へ 6.930m		
” No.2	基点No.1	” 14° 19′ 54″	” 199.857m
” No.3	” No.2	” 15° 22′ 27″	” 492.005m
” No.4	” No.3	” 16° 19′ 44″	” 102.831m
” No.5	” No.4	” 11° 52′ 36″	” 156.770m
” No.6	” No.5	” 17° 46′ 47″	” 158.964m
” No.7	” No.6	” 16° 09′ 20″	” 381.021m
” No.8	” No.7	” 16° 42′ 12″	” 186.913m
” No.9	” No.8	” 14° 17′ 04″	” 140.921m
” No.10	” No.9	” 15° 57′ 11″	” 62.601m
” No.11	” No.10	” 288° 27′ 41″	” 2.735m
” No.12	” No.11	” 17° 47′ 09″	” 85.439m
” No.13	” No.12	” 16° 00′ 41″	” 39.517m
” No.14	” No.13	” 12° 42′ 48″	” 302.506m
” No.15	” No.14	” 18° 00′ 37″	” 202.235m

” No.16	” No.15	” 14° 31′ 32″	” 406.408m
” No.17	” No.16	” 76° 06′ 47″	” 8.191m
” No.18	” No.17	” 16° 18′ 55″	” 151.057m
” No.19	” No.18	” 285° 22′ 42″	” 13.473m
” No.20	” No.19	” 16° 12′ 54″	” 45.226m
” No.21	” No.20	” 13° 52′ 09″	” 96.039m
” No.22	” No.21	” 14° 22′ 11″	” 299.393m
” No.23	” No.22	” 14° 10′ 55″	” 169.300m
” No.24	” No.23	” 14° 10′ 54″	” 395.538m
” No.25	” No.24	” 14° 10′ 57″	” 70.830m
” No.26	” No.25	” 14° 10′ 54″	” 64.450m
” No.27	” No.26	” 14° 10′ 55″	” 66.396m
” No.28	” No.27	” 287° 39′ 55″	” 15.752m
” No.29	” No.28	” 354° 19′ 28″	” 37.575m
” No.30	” No.29	” 19° 33′ 05″	” 60.134m
” No.31	” No.30	” 12° 24′ 09″	” 96.524m
” No.32	” No.31	” 18° 40′ 05″	” 189.772m
” No.33	” No.32	” 12° 25′ 07″	” 141.562m
” No.34	” No.33	” 16° 26′ 47″	” 165.859m
” No.35	” No.34	” 14° 35′ 04″	” 390.383m
” No.36	” No.35	” 30° 04′ 00″	” 62.856m
” No.37	” No.36	” 104° 41′ 40″	” 10.979m
” No.38	” No.37	” 15° 20′ 45″	” 272.640m
” No.39	” No.38	” 13° 16′ 56″	” 164.972m
” No.40	” No.39	” 15° 37′ 45″	” 443.647m
” No.41	” No.40	” 17° 02′ 53″	” 349.808m
” No.42	” No.41	” 357° 06′ 05″	” 28.595m

” No.43	” No.42	” 283° 20′ 23”	” 18.611m
” No.44	” No.43	” 3° 24′ 42”	” 166.390m
” No.45	” No.44	” 9° 23′ 29”	” 180.112m
” No.46	” No.45	” 100° 16′ 08”	” 345.338m
” No.47	” No.46	” 194° 41′ 37”	” 4161.411m
” No.48	” No.47	” 188° 32′ 46”	” 746.558m
” No.49	” No.48	” 194° 41′ 38”	” 110.979m
” No.50	” No.49	” 280° 52′ 05”	” 80.127m
” No.51	” No.50	” 194° 41′ 37”	” 2000.926m
基準点No.0	” No.51	” 280° 16′ 07”	” 311.600m

宮崎県告示第42号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成17年宮崎県告示第 270号で指定した宮崎県日向灘沿岸大炊田海岸海岸保全区域は、廃止する。

平成25年 1月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称

宮崎県日向灘沿岸大炊田海岸海岸保全区域

2 区域

宮崎県宮崎市佐土原町大字下那珂字明神山 1 番地先に設置した金属標 (No.15) を基準点とし、以下次表に掲げる基点のうち基点 A から基点 O までを順次結んだ線及び基点 O と基点 A と結んだ線によって囲まれた区域

基点の表示

基準点	宮崎県宮崎市佐土原町大字下那珂字明神山 1 番地先に設置した金属標 (No.15) (公共座標表示: X座標-109250.077, Y座標+ 46665.191)		
基点A	基準点から方向角	17° 22′ 09” の方向へ	41.025m
” B	基点A	” 13° 57′ 46”	” 82.572m
” C	基点B	” 91° 30′ 22”	” 3.500m
” D	基点C	” 340° 08′ 14”	” 31.145m
” E	基点D	” 283° 57′ 48”	” 22.872m

” F	基点E	” 19° 28′ 25”	” 245.895m
” G	基点F	” 10° 32′ 37”	” 171.214m
” H	基点G	” 20° 05′ 54”	” 165.630m
” I	基点H	” 16° 28′ 24”	” 528.511m
” J	基点I	” 16° 28′ 27”	” 428.166m
” K	基点J	” 25° 36′ 57”	” 27.051m
” L	基点K	” 107° 31′ 24”	” 17.549m
” M	基点L	” 18° 18′ 51”	” 168.034m
” N	基点M	” 106° 47′ 55”	” 166.705m
” O	基点N	” 196° 17′ 04”	” 1835.994m
” A	基点O	” 285° 31′ 30”	” 164.142m

宮崎県告示第43号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第 5 条第 1 項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成25年 1月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
都城市姫路町 6-21 都城市役所内売店	株式会社ミゾグチ商事	平成25年 1月11日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成25年 1月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類
20ℓ 券 1 枚
- 用途
農業等
- 記号及び番号
20ℓ 券 E 4200412
- 有効期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 1 月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
こばやし農業協同組合北給油所
- 紛失年月日
平成25年 1 月11日

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成25年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 開催の日時
平成25年3月1日（金曜日）午前9時から午後5時まで
- 2 開催の場所
宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県庁7号館3階 734号室
- 3 受講申込受付期間
平成25年1月28日（月曜日）から平成25年2月15日（金曜日）まで
- 4 受講申込書の提出先
最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁
- 5 受講手数料
14,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
 - (1) 受講申込書は、最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁で交付する。
 - (2) 詳細については、最寄りの農林振興局若しくは宮崎県西臼杵支庁の林務課又は宮崎県環境森林部森林経営課（電話0985（26）7158）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランド錦町
宮崎市錦町38番1 外1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
（変更前）タイヨー錦町店
（変更後）グランド錦町
- 4 変更の年月日
平成24年12月6日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗の名称が変更したため
- 6 届出年月日
平成25年1月15日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

- (2) 期間
平成25年1月24日から平成25年5月24日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成25年1月24日から平成25年5月24日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第32条第1項の規定により、次の表に掲げる件の指定を解除する。

平成25年1月24日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

種別	名称	所在地	備考
県指定史跡	南浦村古墳	延岡市大字熊野江 字外浜2453-1	箱式石棺、指定地の一部の解除